

令和5年6月定例会

和歌山県議会追加議案

目 次

議案第95号 令和5年度和歌山県一般会計補正予算 1

令和5年度和歌山県一般会計補正予算

令和5年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,050,637千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ633,790,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債の補正」による。

令和5年6月20日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		104,660,405 ^{千円}	5,774,314 ^{千円}	110,434,719 ^{千円}
	1 国庫負担金	35,177,854	5,774,314	40,952,168
12 繰入金		15,426,864	722,923	16,149,787
	2 基金繰入金	15,148,590	722,923	15,871,513
15 県債		58,267,300	7,553,400	65,820,700
	1 県債	58,267,300	7,553,400	65,820,700
歳入合計		619,740,278	14,050,637	633,790,915

注：補正前の額は、令和5年6月定例会開会時における現計予算の額に議案第78号による補正額を加えたもの。

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 83,073,079	千円 25,000	千円 83,098,079
	4 災 害 救 助 費	45,666	25,000	70,666
6 農 林 水 産 業 費		23,477,474	52,104	23,529,578
	4 林 業 費	7,519,768	10,000	7,529,768
	5 水 産 業 費	2,434,987	42,104	2,477,091
8 土 木 費		75,582,918	3,457,423	79,040,341
	2 道 路 橋 り よ う 費	43,643,906	925,700	44,569,606
	3 河 川 海 岸 費	16,146,179	2,321,200	18,467,379
	4 港 湾 費	5,291,094	210,523	5,501,617
10 教 育 費		107,345,960	10,975	107,356,935
	6 社 会 教 育 費	3,334,126	10,975	3,345,101
11 災 害 復 旧 費		6,701,044	10,505,135	17,206,179
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	885,414	140,000	1,025,414
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,815,630	10,300,000	16,115,630
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	—	65,135	65,135
歳 出 合 計		619,740,278	14,050,637	633,790,915
注：補正前の額は、令和5年6月定例会開会時における現計予算の額に議案第78号による補正額を加えたもの。				

第2表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 16,600	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	災害弔慰金の支給等に関する法律第15条第2項の規定による融資条件に従うものとする。

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現年補助災害復旧事業	千円 2,083,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
単独災害復旧事業	340,000	以下同上	以下同上	以下同上
防災対策事業	567,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>5,398,800</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
<p>4,031,700</p>	<p>以下同上</p>	<p>以下同上</p>	<p>以下同上</p>
<p>917,000</p>			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止 対策事業	千円 3,885,800	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行（ 他の地方公共 団体との共同 発行を含む。）</p>	% 5.0以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率）	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰上 償還又は低利借 換えすることが できる。</p>

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>3,895,800</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急浚渫推進事業	千円 1,000,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
注：補正前の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、令和5年6月定例会開会時における既定の予算に議案第78号による変更を加えたもの。				

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,169,500	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和 5 年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。）	% 5.0以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率）	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。